

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング）  
議事要旨

1. 日 時 令和7年7月24日（木）14:00～15:00

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

尾川 正洋 文部科学省参事官（高等学校担当）付高校修学支援室長

増原 剛輝 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ番号法制班参事官

(2) ワーキングチームメンバー

池田 博之 山口県総合企画部長

（代理 総合企画部デジタル推進局長 浅川局長）

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

深澤 文仁 秋田県美郷町企画財政課長

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

杉本 敬次 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

浅岡 孝充 デジタル庁統括官付参事官

萩原 一博 デジタル庁統括官付参事官付企画官

小牧 兼太郎 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

（代理 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 稲垣補佐）

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、総務省より説明。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

**①奨学給付金の申請事務に関し、都道府県における業務の実態（頻度、量、事務の態様等、就学支援金に係る事務との関係性等）をご教示ください。**

- ・ 高校生等への修学支援としては、大きく高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金の2種類が存在する。高等学校等就学支援金は授業料の支援であり、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、法律によって全額を国が負担しながら、支援金は設置者が代理受領していくという仕組み。高校生等奨学給付金は授業料以外の教育費への支援であり、生活保護世帯、非課税世帯に限定した形での授業料以外の教育費を負担軽減する仕組み。
- ・ 就学支援金と奨学給付金の制度的な違いとしては、まず、支援金は生徒等本人が受給権者になるが、高校生等奨学給付金については保護者が受給権者である。また、事業の性質として、就学支援金は法定受託事務として都道府県が実施するものの、あくまで国の事業であることに対して、奨学給付金は、都道府県事業に対して国が補助する仕組みとなっている。
- ・ 受給者数については、就学支援金が約239万人である一方、奨学給付金は約31万人であり、状況が異なる。都道府県によっても受給者数の状況に差がある状況。
- ・ 高等学校等就学支援金については、申請側の負担軽減や、受け手側（支給権者）の事務

処理の簡素化を目的として、e-Shien というシステムを構築している。マイナンバーの活用を契機として、随時、このシステムの改修・改善を図っている。具体的な効果としては、就学支援金の申請に当たっては、原則、4回の収入確認を行う仕組みになっている。高校生等奨学給付金についても、3年間で3～4回の手続きが必要。都道府県事業でもあり、国として申請システムは用意していないが、いくつかの自治体では、独自にシステム構築をしている。

- ・ 現在の e-Shien 及びオンライン申請の利用状況については、令和7年1月時点で整理をしている。国公立の e-Shien の利用の有無について、独自のシステムを開発している一部の自治体では、国の e-Shien システムは使用していないというような状況。一方、私立の e-Shien の利用の有無については、全ての支給権者で利用されている状況。また、オンライン申請の利用率については、受給資格認定（入学時のタイミング）で73%程度であり、入学後の所得確認（保護者等の収入状況）に利用する場合には98.7%と相当のオンライン利用率になっている。
- ・ 高校生等奨学給付金の申請システムの整備状況については、各都道府県のホームページを参照し、今般、独自に集計を行ったところ、ホームページを見た限りで、オンライン申請システムを導入している団体がどのくらいあるか見たところ、都道府県により対象学校種（国公立、私立）が異なるが、全体としては、12の団体でオンラインシステムが導入されている状況である。

②平成31年4月より、就学支援金について、e-Shien の運用を開始していると伺っていますが、当該システムを導入することによる効果等、その状況をご教示ください。また、奨学給付金についても、同様に、共通化・デジタル化を進めることによる効果を、どの程度見込まれていますか。

- ・ 高等学校等就学支援金については、申請側の負担軽減や、受け手側（支給権者）の事務処理の簡素化を目的として、e-Shien というシステムを構築している。マイナンバーの活用を契機として、随時、このシステムの改修・改善を図っている。具体的な効果としては、就学支援金の申請に当たっては、原則、4回の収入確認を行う仕組みになっているところ、従来、収入確認課税証明書等の書面での対応が必要になっていた。現在、e-Shien のシステムにより、課税証明書を使用しない形で利用できるようになったという状況。
- ・ e-Shien システムの効果としては、従来、収入確認の際に、課税証明書の紙を出す手間を要していたところ、システムの導入によりこれが不要になってくる。これにより、申請者側の負担、支給権者側の負担のいずれもが軽減がされる。高校生等奨学給付金については、非課税証明書、生活保護受給証明書等の資格証明書を提出する必要があるところ、e-Shien と同様のオンラインの申請システムを入れれば、負担軽減につながる可能性があると想定している。

③奨学給付金申請システムの共通化を進める上で、どのような方式が考えられますか。例えば、e-Shien の対象業務に奨学給付金を追加することは考えられますか。

- ・ 共通化を進める上での方式としては、3つ程度を現時点で想定している。1つ目は、e-Shien で出された判定結果を用いて奨学給付金の判定を行うという形での一体化。2つ目

は、マイナポータルに、就学支援金や奨学給付金の受け口を構築するというもの。3つ目は、例えば文科省関係であれば、学校に就学する際の事務手続と同じような手法で、国が標準レイアウトを作成することにより、各自治体でシステム開発経費をコストダウンする仕組みでシステム化を進めるというもの。

- ・ 一般論として、ユーザーや国民の視点に立って、インターフェースを1つにして、ワンストップで手続きを完結できるように落とし込むことは、デジタル化の中では非常に重要なコンセプト。精査が必要なものの、文部科学省から提案があった e-Shien の判定結果を奨学給付金に回すことはマイナンバー法の目的や趣旨に照らせば許容される可能性。マイナポータルの活用も一考に値する。デジタル庁としては、文部科学省の検討にできるだけ協力していきたい。

#### ④奨学給付金申請システムの共通化を進める上で、どのような課題が考えられますか。

- ・ 技術的課題としては、マイナンバーの利用に当たっての取扱いの論点がある。就学支援金は国の事業であり法定受託事務であることに比して、奨学給付金は都道府県の事業であるといった仕組みの違いに起因して、情報やシステムの取扱者が異なるのではないかとこのもの。
  - ・ マイナンバー法令に定められた範囲において行政機関同士でマイナンバーを用いて情報連携を行うこととされており、情報連携によりある機関が取得した個人情報を、情報連携によらず他の行政機関のマイナンバー利用事務へ流用することは認められていない。このため、就学支援金と奨学給付金の共通化に当たっては、マイナンバーの利用に際して情報を誰がどのように管理をするのかといった論点を精査することが必要であるとデジタル庁としても認識している。
- マイナンバー法の目的や趣旨は、国民の利便性の向上にある。就学支援金や奨学給付金の仕組みを利用者視点で見直していくことはまさにマイナンバー法の趣旨等に沿うもの。議論のあった論点をどういった整理で解決するかについて、関係者みんなで考えていければよい。
- 一つの提案であるが、就学支援金や奨学給付金の申請手続では住所確認を行う必要があり、地域によっては、住民票の写しの提出を求める運用がなされているとも聞いている。就学支援金や奨学給付金にとどまらず、学校行政全般に関わる話でもあるかもしれないが、住民票の写しでなくマイナンバーカードでの住所確認を行うよう、文部科学省から自治体に働きかけるといことも利用者負担軽減の観点から有用である可能性。
- ・ ご指摘の趣旨は理解するが、特定個人情報の収集・保管の観点からの法制上の整理や、システムの構築などの検討が必要と思われるが、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金担当としては、お答えしようがない。・ いわゆる高校無償化の議論の中において、奨学給付金についても、DX化のみならず、そもそも制度の在り方としてどうあるべきかという論点が挙げられているところ。奨学給付金申請システムの共通化を進める上での一つの大きな考慮事項として、いわゆる高校無償化の取扱いがこの先どういう形で進んでいくのが現時点で明確でない中で、奨学給付金申請システムの共通化を含めた方向性を現時点で打ち出すことは難しいのではないかなと感じている。

- ・ また、全国知事会の方からは、申請者にとって分かりやすい制度にするため、申請先を就学支援金に合わせることで、就学支援金と同様の全国共通のプラットフォームやシステムを構築することといった要望を頂いている。こうした要望の中で、現状、就学支援金の認定処理を行うにあたって保護者等が確定申告を行っていないケースが散見され、認定作業において多大な負担が生じているといった話も聞いている。システムそのものの課題ではないものの、こうした課題についても検討していく必要があると考えている。
- 文部科学省の資料中にも掲載があったが、全国知事会の提案内容に沿った対応をお願いしたい。就学支援金と奨学給付金では事務の性質が違うという論点も存在すると思うが、利用者にとって1番分かりやすい制度にしていくということが非常に重要であり、利用者の目線でぜひ検討していただきたい。また、システム化にあたっては、既存システムとの関連や自治体毎の運用の異なり（例えば、上乘せ給付等）も考慮していただければ有難い。地方でも一緒に知恵を出していきたい。
- 都道府県にとっても利用者にとっても利便性が高まる内容だと理解。奨学給付金申請システムについては共通化に賛同する。
- 授業料の無償化など制度の過渡期にあることは理解した。他方で、1番は、利用者・申請者起点で考えることが重要であり、その申請が一体的にワンストップとなり、申請者の負担軽減・利便性向上と、事務負担の軽減につながるような検討をお願いしたい。
- ・ 利用者目線は、当然意識していきたい。その上で、一点、全国知事会の要望の中で、奨学給付金について全額国庫負担にすべきという提案があるが、こういった内容は、システムでないが制度そのものあり方として財源も含め大きな論点であり、システムのあり方にも影響すると考えている。
- 制度そのものあり方の大枠の検討や法制的な部分での精査といった論点はあるものの、利用者起点で申請者と地方自治体の負担を軽減することへの反対は無いものと考えられる。色々な考慮事項はあるものの、全国知事会の要望など地域の期待も大きいものであり、国と地方で知恵を絞って一緒に考えて乗り越えられる部分があると考えられる。大きな方向性として、就学支援金のみならず、奨学給付金についても、例えばシステムを一本化するという形で効率化していくことが望ましいことは関係者で同じ考え方であると認識。今後も連携して検討していければいい。

以上